

浜松ホトニクス株式会社のコーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、下記の経営理念のもと、当社グループが持続的に成長し、当社グループの長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様当社株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき本基本方針を制定する。

当社グループの経営理念

当社は未知未踏領域を追求し、光技術を用いた新しい産業を創造し、世界一のもの作りを目指すことで、企業価値を向上させるとともに、科学技術の発展にも寄与してまいります。

光は様々な産業を支える基盤技術となっており、今日における技術革新や電子機器の高性能化、高精度化のためには、光技術のさらなる進化がグローバルな規模で求められています。しかしながら、光の本質はほんの一部しか解明されていません。いまだ解き明かされていない領域を探求し、そこから生まれる新しい知識にもとづいた応用の可能性をもとに、新しい産業を創成し業容を拡大することで企業価値の向上を目指してまいります。

一方で、長期的な技術開発を行うためにも安定的に利益を生み出し、継続的な成長を続ける必要があります。当社グループは光産業の拡大や経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、中長期的なビジョンのもと、成長に向けた積極的な研究開発投資や設備投資を行うことで、持続的かつ安定的な高収益体制の構築を目指します。

また、当社は、人・技術・知識が経営の基盤と考えております。社員一人ひとりが日々の仕事を通じて研鑽し、自分にしかできないことを見つけ出し、当社が取り組む光産業創成に向けての知識、ニーズ、競争力のある技術の開発を行うとともに、「和」の精神のもと、個々の能力の総和以上の総合力を発揮できる企業風土の醸成が重要であるという認識のもと、現場主義による積上げ式の取組を基本としております。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、当社グループの企業価値向上に資すべき良き企業文化は今後も維持しつつ、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の意思決定の透明性・健全性を確保し、迅速・適切な意思決定により持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 株主総会は議決権を有する株主によって構成される会社の最高意思決定機関であり、当

社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識して、当社に対する理解を深めてもらえるように努めるとともに、適法かつ適正に運営する。

- 2 当社は、株主が株主総会議案を検討するために十分な期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送するとともに、当社ホームページにて当該招集通知を開示する。
- 3 当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や英文招集通知の作成など、機関投資家の議決権行使の利便性を確保する。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、全ての株主をその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有に関する基本方針)

第4条 当社は、政策保有株式については、中長期的な関係維持等の事業上の有益性とリスクを適時、適切に判断し、必要と判断した場合に最小限の範囲で保有する。

(政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第5条 当社は、政策保有株式の議決権行使は当該企業の企業価値増大に資するための選択をすることを基準とする。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第6条 当社は、取締役、執行役員及び従業員一人ひとりが常に責任・職務・認識を持って日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達により未知未踏の領域を追求するとともに、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守することは勿論のこと、社会の一員として真に正しい行動をする企業風土を醸成するため、別途倫理基準を定める。

- 2 取締役及び執行役員は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じる場合には、速やかに取締役会の承認を得なければならない。承認された事項についても、その結果について取締役会に報告する。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 取締役会及び執行役員会は、当社グループの長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社グループの従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーへの責任を自覚し、その利益を考慮する。

- 2 当社は、組織的または個人的な法令違反または不正行為についての懸念を伝える窓口を設置する。そして、情報提供者の秘匿、不利益扱いの禁止に関する規律を整備する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の方針)

第8条 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話の基盤として、正確で有用性の高い情報開示に努める。

2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を適時・適切に開示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

第9条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社グループが持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長（最高経営責任者）その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社グループが直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社グループの重要な業務執行の決定等を通じて、当社グループのために最善の意思決定を行う。

(社外取締役の役割)

第10条 当社の社外取締役は、取締役会及び代表取締役並びに執行役員会及び執行役員の監督に加え、経営戦略を始めとした業務執行に関する意見を表明することをその主たる役割の一つとする。このため、当社の社外取締役は、光に関する理解・関心を有するとともに、当社の経営理念や風土を理解する者であることを基本とする。

(取締役会の議長)

第11条 当社の取締役会の議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会の議長は、全ての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役及び各執行役員が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

(取締役会の構成)

第12条 当社の取締役の人数は3名以上20名以下とし、原則としてそのうち2名以上は社外取締役とする。

(取締役の資格)

第13条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、当社グループの中長期的なビジョンを共有し、高い倫理観を有している者でなければならない。

2 当社は、取締役候補者を決定するに際しては、性別その他取締役会の構成の多様性を考慮しつつ、これまでの業績・実績、見識、人格等を総合的に勘案し、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に資する者であることを基本とする。

(執行役員会の役割)

第14条 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会から執行役員会に対して、業務執行に関する大幅な権限委譲を行うことにより、業務執行と監督の分離を図り、迅速かつ機動的な意思決定に基づく事業遂行を実現する。

(執行役員の役割・責務)

第15条 執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会によって定められた担当においてその監督のもとで当社の業務執行を行う。

2 執行役員は、取締役会及び代表取締役の統括のもと職務の執行を行い、取締役とともに経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の模範となるよう常に研鑽を重ねて誠実かつ忠実に執行役員としての職務を全うする義務を負い、もって社業の発展に努めるものとする。

(監査役の役割・責務)

第16条 監査役及び監査役会は、取締役及び執行役員の職務の遂行の監査、外部会計監査人の選解任・再任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切に判断を行う。

(監査役の構成・資格及び指名手続)

第17条 当社の監査役は5名以内とし、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

2 当社の監査役のうち最低半数は、社外監査役でなければならない。

3 新任監査役（補欠監査役を含む。）の候補者は、本条を踏まえ、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定される。

(業績評価)

第18条 取締役会は、市場や技術に対する知識の豊富な各現場による積み上げによるローリング方式で、常に先三カ年の計画とこれに即した年度計画を策定する。そして、その実現に向けて対応する。

(承継プラン)

第19条 取締役会は、中長期的な観点から、将来の後継者となりうる人材の行動、経験、実績などを常に把握するように努める。

2 取締役会は、社長（最高経営責任者）が退任するときには、前項に基づき、社長（最高経営責任者）の後継者となるべき候補者を決定する。

(取締役等の責務)

第20条 取締役及び執行役員は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極

的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

- 2 取締役及び執行役員は、その期待される能力を発揮して、当社グループのために十分な時間を費やし、取締役及び執行役員としての職務を遂行する。
- 3 当社の取締役及び執行役員は、就任するにあたり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役等及び監査役の研鑽及び研修)

第21条 当社の新任取締役(社外取締役を除く。)及び新任執行役員は、就任後、法務・コンプライアンス担当取締役または外部弁護士等による研修プログラムに参加するとともに、当社グループの経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき社長(最高経営責任者)またはその指名する業務執行取締役から説明を受ける。また、社外取締役については、必要に応じて研鑽及び研修の機会を提供する。

- 2 当社の取締役、執行役員及び監査役は、その役割を果たすために、当社グループの財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
- 3 当社は、各取締役、各執行役員及び各監査役が各種トレーニングを行うことを奨励し、その機会の提供・斡旋やその費用の支援をする。また、社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループの歴史、事業概要、経営理念などを説明することで、中長期的な方向性の共有に努める。

(取締役会の議題の設定等)

第22条 当社の取締役会は、毎月開催し、各取締役及び各執行役員から執行役員会の決議の内容の報告を受けるとともに、議題とすべき当社グループの経営戦略、リスク及び内部統制に関する主要な事項を提案し協議する。

- 2 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って(但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。)、社外取締役を含む各取締役、各執行役員及び社外監査役を含む各監査役に配付されなければならない。

(社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

第23条 当社の社外取締役及び監査役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができ、当該取締役、執行役員及び従業員は速やかに適切な対応をする。

- 2 当社は、社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、社外取締役と当社における情報の連絡窓口を明確に定める。
- 3 当社は、監査役が求めた場合には、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査役会事務局を設置する。

(分析評価)

第24条 当社は、取締役会の実効性について各取締役の自己評価及び、評価を踏まえた分析などを適宜行う。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、中長期的な開発・研究への取組など、短期的ではなく中長期的な視点での成果を求めている当社の経営理念に沿い、株主の長期的利益に資するとともに、当該取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

- 2 前項を踏まえて、当社の取締役の報酬は固定報酬を基本とし、取締役会の決議により決定する。当該報酬は短期的な利益に大きな影響を受けることなく、中長期にわたる当社グループの企業価値の最大化に向けた各取締役のパフォーマンスにより、必要に応じて変更する。
- 3 前項のほか、株主との価値共有を進め、持続的な企業価値の向上に資するため、報酬の一部として株式報酬を導入する。
- 4 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、法令を踏まえて適切な方法により開示する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第26条 当社は、当社の中長期的な視点にたった経営方針と当社の係る光技術の発展性を多くの株主に理解していただくため、株主との建設的な対話を促進するための体制を整備する。

- 2 当社は、株主との建設的な対話を統括する取締役又は執行役員を指名し、当該取締役又は執行役員が中長期的な会社の利益と合致する投資方針を有する主要な株主とコーポレートガバナンス及び重要な経営上の方針について随時議論するものとする。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないようにするとともに、インサイダー情報を開示しないように十分留意するものとする。
- 3 当社は、株主との建設的な対話により把握した意見等について、適宜代表取締役を始めとした経営陣に報告する。

第7章 その他

(改廃)

第27条 本基本方針は、取締役会の決議により改廃することができる。

- 2 本基本方針を改廃した場合には、適時適切にその内容を開示する。

以上

制定：平成28年 4月 1日

改正：平成28年12月16日

改正：2019年12月20日

改正：2020年12月18日